

中間財務諸表

■中間貸借対照表

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)
(資産の部)		
現金預け金 ※8	17,207	17,816
コールローン	56,500	29,600
買入金銭債権	37	37
有価証券 ※1,8,13	207,389	205,543
貸出金 ※2,3,4,5,6,7,9	489,685	498,401
外国為替	95	135
その他資産 ※8	5,226	4,668
有形固定資産 ※10,11	9,447	9,723
無形固定資産	198	229
繰延税金資産	3,609	3,675
支払承諾見返	2,884	2,721
貸倒引当金	△4,944	△5,045
資産の部合計	787,336	767,508
(負債の部)		
預金	723,298	712,874
譲渡性預金	22,450	21,750
借入金 ※12	9,983	8,464
外国為替	0	0
その他負債	2,878	4,522
未払法人税等		189
リース債務		10
その他の負債		4,322
賞与引当金	233	—
退職給付引当金	525	160
役員退職慰労引当金	106	113
睡眠預金払戻損失引当金	70	58
偶発損失引当金	—	86
再評価に係る繰延税金負債 ※10	1,320	1,327
支払承諾	2,884	2,721
負債の部合計	763,750	752,078
(純資産の部)		
資本金	7,485	7,485
資本剰余金	5,875	5,875
資本準備金	5,875	5,875
利益剰余金	8,507	5,804
利益準備金	1,609	1,609
その他利益剰余金	6,897	4,194
退職給与積立金	25	—
別途積立金	6,031	4,057
繰越利益剰余金	839	137
自己株式	△54	△61
株主資本合計	21,812	19,103
その他有価証券評価差額金	181	△5,281
繰延ヘッジ損益	△4	18
土地再評価差額金 ※10	1,595	1,589
評価・換算差額等合計	1,772	△3,673
純資産の部合計	23,585	15,430
負債及び純資産の部合計	787,336	767,508

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■中間損益計算書

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで)	当中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)
経常収益	10,235	9,350
資金運用収益	8,481	7,690
(うち貸出金利息)	(6,118)	(5,973)
(うち有価証券利息配当金)	(2,025)	(1,552)
役務取引等収益	1,243	1,140
その他業務収益	94	141
その他経常収益	416	378
経常費用	9,195	8,969
資金調達費用	1,574	1,344
(うち預金利息)	(986)	(1,018)
役務取引等費用	882	808
その他業務費用	66	890
営業経費 ※1	5,985	5,516
その他経常費用 ※2	686	410
経常利益	1,040	381
特別利益 ※3	20	197
特別損失 ※4	268	4
税引前中間純利益	791	574
法人税、住民税及び事業税	440	195
法人税等調整額	△54	272
法人税等合計		468
中間純利益	406	105

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで)	当中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)
株主資本		
資本金		
前期末残高	7,485	7,485
当中間期変動額	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	7,485	7,485
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	5,875	5,875
当中間期変動額	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	5,875	5,875
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	1,609	1,609
当中間期変動額	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	1,609	1,609
その他利益剰余金		
退職給与積立金		
前期末残高	25	25
当中間期変動額	—	△25
退職給与積立金の取崩	—	△25
当中間期変動額合計	—	△25
当中間期末残高	25	—
別途積立金		
前期末残高	5,331	6,031
当中間期変動額	—	25
退職給与積立金の取崩	—	—
別途積立金の積立	700	—
別途積立金の取崩	—	△2,000
当中間期変動額合計	700	△1,974
当中間期末残高	6,031	4,057
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,317	△1,779
当中間期変動額		
剰余金の配当	△189	△189
別途積立金の積立	△700	—
別途積立金の取崩	—	2,000
中間純利益	406	105
土地再評価差額金の取崩	5	—
当中間期変動額合計	△477	1,916
当中間期末残高	839	137
自己株式		
前期末残高	△48	△58
当中間期変動額		
自己株式の取得	△6	△2
当中間期変動額合計	△6	△2
当中間期末残高	△54	△61
株主資本合計		
前期末残高	21,596	19,190
当中間期変動額		
剰余金の配当	△189	△189
中間純利益	406	105
自己株式の取得	△6	△2
土地再評価差額金の取崩	5	—
当中間期変動額合計	215	△86
当中間期末残高	21,812	19,103

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで)	当中間会計期間 (平成20年4月1日から 平成20年9月30日まで)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,981	△2,449
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,799	△2,832
当中間期変動額合計	△1,799	△2,832
当中間期末残高	181	△5,281
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	0	△26
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△5	45
当中間期変動額合計	△5	45
当中間期末残高	△4	18
土地再評価差額金		
前期末残高	1,600	1,589
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△5	—
当中間期変動額合計	△5	—
当中間期末残高	1,595	1,589
評価・換算差額等合計		
前期末残高	3,582	△886
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,810	△2,786
当中間期変動額合計	△1,810	△2,786
当中間期末残高	1,772	△3,673
純資産合計		
前期末残高	25,179	18,303
当中間期変動額		
剰余金の配当	△189	△189
中間純利益	406	105
自己株式の取得	△6	△2
土地再評価差額金の取崩	5	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,810	△2,786
当中間期変動額合計	△1,594	△2,872
当中間期末残高	23,585	15,430

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表

■中間財務諸表

中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の第2第1項の規定に基づき、前中間会計期間は新日本監査法人の監査証明を受け、当中間会計期間は新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

■中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：2年～50年
その他：2年～20年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,362百万円であります。
 - 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際事業年度から費用処理
なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建て取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金融債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金融債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

■中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

■表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第44号平成20年7月11日）により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

■注記事項

(中間貸借対照表関係)

- *1. 関係会社の株式（及び出資額）総額 359百万円
- *2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,151百万円、延滞債権額は21,039百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債

務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- ※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は339百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,377百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,909百万円であります。
 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,183百万円であります。

- ※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は1,000百万円であります。

- ※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券45,710百万円、現金預け金21百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち敷金保証金は392百万円であります。

- ※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、107,516百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が107,516百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出してあります。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,940百万円

- ※11. 有形固定資産の減価償却累計額 4,844百万円
 ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,300百万円が含まれております。
 ※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,760百万円であります。

(中間損益計算書関係)

- ※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。
 有形固定資産 179百万円
 無形固定資産 22百万円
 ※2. その他経常費用には、株式等償却327百万円及び貸出金償却15百万円を含んでおります。

- ※3. 特別利益は、貸倒引当金戻入益180百万円及び償却債権取立益17百万円であります。

- ※4. 特別損失は、固定資産処分損4百万円であります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	19	1	—	20	(注)
合計	19	1	—	20	

(注) 当中間会計期間における増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

車両運搬具

② リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外

ファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当中間会計期間末残高相当額

	有形固定資産	無形固定資産	合計
取得価額相当額	386百万円	274百万円	660百万円
減価償却累計額相当額	340百万円	274百万円	614百万円
当中間会計期間末残高相当額	45百万円	1百万円	45百万円

・未経過リース料当中間会計期間末残高相当額

	1年内	1年超	合計
	16百万円	30百万円	47百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 18百万円

減価償却費相当額 17百万円

支払利息相当額 0百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	1年内	1年超	合計
	15百万円	15百万円	31百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。